

第15回 2019 スノーキャンプ in 信州 FAX申込書

〈お願い：黒または青のボールペンにて、ご記入をお願いします。〉

●ご希望の地区・コースをご記入ください。

〈記入例〉	地区名	プランコード	日程	プラン名	に申込みます。
	菅平 地区	A	①	ゆき・スキー・ウキウキ♪プラン	
■ 第一希望	地区名	プランコード	日程	プラン名	に申込みます。
	地区				
■ 第二希望	地区名	プランコード	日程	プラン名	に申込みます。
	地区				

(ふりがな)	性別	学年
参加者氏名	男・女	年生
		生年月日
		平成 年 月 日 才

保護者氏名	住所 〒	
TEL(自宅)	FAX(自宅)	E-mail
緊急連絡先(携帯電話) 父・母・その他 ()	TEL:	<input type="checkbox"/> 子どもを直接現地へ送迎します
勤務先	TEL:	
その他連絡事項・ご要望等		FAX着信 JTB確認日

※お申し込み後、健康調査表を提出していただきます。

※感染症(インフルエンザ等)と判明(診断)された場合など、キャンプ日程途中での参加中止につきましては、原則として保護者の方による現地までのお迎えをお願い致します。

※天候等状況によってスケジュール変更の可能性があります。

下記の旅行条件書を事前にご一読のうえ、お申し込みください。

JTB長野支店 FAX: 026-227-9755 必要事項記入後、このまま送信ください。

ご旅行条件(抜粋) お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

○募集型企画旅行契約

この旅行は一般社団法人 長野観光機構が企画実施する旅行です。旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び事業者の旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

○旅行のお申し込み及び契約成立時期

- 所定の申込書に必要な事項を記入し、旅行代金の全額を添えてお申し込みください。
- 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、事業者が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して、14日以内に申込書の提出と旅行代金の支払をしていただきます。
- 旅行契約は、事業者が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

○取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
10日目にあたる日以降 7日前までの解除	旅行代金の20%
7日目にあたる日以降 2日前までの解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日から 旅行開始前の解除※	旅行代金の50%
旅行開始後の解除 又は 無連絡不参加※	旅行代金の100%

※「旅行開始」とはバス(またはJR)が出発した時点からを指します。

※お客様の都合による参加プランの変更(例:菅平Aプラン→乗鞍Cプランも上記と同様のキャンセル料を申し受けます。

○旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、国内旅行傷害保険代、及び消費税等諸税
これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。
(コースに含まれない個人的費用は含みません。)

●特別補償

甲は、甲又は甲が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
・死亡補償金：1500万円
・入院見舞金：2~20万円
・通院見舞金：1~5万円
・携帯品損害補償金：お客様1名につき~14万7千円(但し、補償対象品1個当たり10万円を限度とします。)

●「随信契約」を希望されるお客様との旅行条件

事業者提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「随信契約」といいます。)を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。
(1) 契約成立は、事業者が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等をご通知していただきます。
(2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード

利用日は「契約成立日」とします。(但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目(休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、事業者は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)

- 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、事業者は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当支部が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱について

甲及び事業者は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。(スノーキャンプ in 信州のご案内も送付いたします。)

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2019年11月1日を基準としています。又、旅行代金は2019年11月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。